

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等 に係る意見募集の実施について

令和2年12月16日
原子力規制庁

1. 概要

- (1) 我が国は、国際約束に基づき国際原子力機関（IAEA）による保障措置¹を受諾しており、保障措置活動の一環として、申告なしに国際規制物資が移動されていないことを確認するために査察用封印や監視装置（監視カメラ等）が用いられている。
- (2) 令和2年11月4日の第36回原子力規制委員会において、①これまで運用で実施していた、査察用封印及び監視装置の毀損が発生した場合の事業者から原子力規制委員会への報告ルールの明確化、及び②事業者から査察用封印の毀損等の報告を受けた場合に、事業者の再発防止対策の実施状況を、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づき原子力規制委員会が行う立入検査により確認を行うこと、などの対応方針案が了承された。（参考資料1参照）
- (3) 今般、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号²。以下「国規則」という。）の改正案並びにその実施のために必要な訓令案及び立入検査の実施要領案を作成したので、これらに対して行政手続法に基づく意見募集及び任意の意見募集を実施することとしたい。

2. 国際規制物資の使用等に関する規則の改正案等

(1) 国際規制物資の使用等に関する規則の改正案（別紙1）

国規則第7条第29項に、原子炉等規制法第61条の8の2第2項第4号又は第68条第10項から第13項までの規定により取り付けられた査察用封印又は監視装置の管理責任を有する国際規制物資を使用している者が、当該査察用封印又は監視装置が正当な理由なく取り外され又は毀損されていることを発見した場合、原子力規制委員会にその旨を直ちに報告し、その状況、原因及び再発防止対策を30日以内に報告しなければならない旨を定める。この場合において、紙製の封印については、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もあるため、報告対象から除く旨を定める。

(2) 「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）」の制定案（別紙2）

査察用封印又は監視装置が取り外され又は毀損されていることを発見した場合に国規則第7条第29項に基づく報告対象となるか否かについての運用を明確化するために必要な事項を定める。また、これに合わせ、現行の国規則第7条第29項に規定される核燃料物質の事故損失³が生じた場合の国際規制物資を使用している者から原子力規制委員会へ

¹ 国際規制物資が核兵器などに転用されていないことを確認する活動。我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）に加盟し、同条約の下、IAEAとの間で締結した保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、IAEA保障措置を適用する義務を負っている。

² 制定時の法令番号。現在は原子力規制委員会所管で、原子力規制委員会規則として改正、施行する。

³ 操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失をいう。なお、核燃料物質計量管理区域

の報告についても、その運用を明確化するために必要な事項を定める。

(3) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領」の全部改正案（別紙3）

今般、国際規制物資を使用している者に対して封印毀損等の再発防止対策の報告を国規則において義務付けることに伴い、再発防止対策の実施状況を原子炉等規制法第68条第1項に基づく立入検査により確認することとするため、所要の手続を要領において定める。また、これに合わせ、同条第1項、第4項、第10項及び第11項に基づき従来から実施している保障措置に関する立入検査等についても、必要な手続、実施内容等を明確化する観点から、その要領を定める。（参考資料2参照）

このため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領」（原規放発第20021926号（令和2年2月19日原子力規制委員会決定））を全部改正する。（新旧対照表は参考資料3参照）

3. 意見募集の実施

国規則の改正案（別紙1）について行政手続法に基づき意見募集を行うとともに、「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）」の制定案（別紙2）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領」の改正案（別紙3）について任意の意見募集を行う（募集期間は令和2年12月17日（木）から令和3年1月15日（金）までの30日間）。

4. 今後の予定

意見募集の実施	令和2年12月17日から令和3年1月15日までの30日間（予定）
国規則改正案等の委員会決定	令和3年2月（予定）
公布及び施行	上記委員会後、速やかに行う（公布日に施行）

5. 添付資料

別紙1	国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
別紙2	国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）（案）
別紙3	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）

ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の实在在庫量との差が計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合や、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第9条の16第1号等に規定する核燃料物質の盗取及び所在不明の場合は含まない。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するた
め、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を、別表により改正する。

この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	<p>(報告の徴収)</p> <p>第七条 「1～28 略」</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔30～37 略〕</p>
改正前	<p>(報告の徴収)</p> <p>第七条 「1～28 同上」</p> <p>29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたときは、遅滞なく、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔30～37 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

制定 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）について次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）の制定について

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第7条第29項の運用について（訓令）を別添のとおり定める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）

令和●年●月●日
原子力規制委員会

I 運用の基本的な考え方

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の7に規定する国際規制物資を使用している者からの国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規則」という。）第7条第29項に基づく原子力規制委員会への報告の義務の規定は、核燃料物質が工場又は事業所内に搬入された時点又は法第61条の8の2第2項第4号若しくは法第68条第10項から第13項までの規定に基づく国際規制物資の移動を監視するために必要な封印若しくは装置が取り付けられた時点から適用される。

2. 本項に基づき直ちに報告が必要な内容は、その事案の発見日時、場所、事案の概要及び推定される原因とする。

その報告があった場合、原子力規制庁は、速やかに国際原子力機関（以下「IAEA」という。）に国際約束に基づき特別報告するとともに原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

また、本項に基づき発生日から30日以内に報告が必要な内容は、事案の発見日時、場所、事案の詳細、原因分析及び再発防止対策とする。

その報告があった場合、原子力規制庁は、原因や再発防止対策について評価を行った上で、当該報告の内容及びその評価結果を委員会に報告する。

II 事故損失に関する報告について

事故損失に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき

1. 目的

国際規制物資を使用している者が核燃料物質を使用する工場又は事業所において核燃料物質の事故損失が生じた場合、IAEAと我が国の国際約束に基づき委員会からIAEAに特別報告を行う必要があることから、国際規制物資を使用している者から委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「事故損失」：操作上の事故の結果生ずる回復不可能な不測の核燃料物質の損失をいう。
- ② 「国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。」：以下（ア）又は（イ）に掲げる下限値（元素重量）未満の核燃料物質の事故損失が発生した場合は国際約束に基づく IAEA への特別報告が求められておらず、委員会に報告させる必要性が乏しいため、本項に基づく報告対象から除く。

（ア）核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）第 98 条 I に規定する「施設」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である各施設の施設附属書（Facility Attachment）において個別に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。

（イ）保障措置協定の追加議定書第 18 条 j. に規定する「施設外の場所」における事故損失の場合は、保障措置協定の補助取極である施設外の場所附属書（LOF Attachment）において一律に定められている事故損失における特別報告が必要な下限値。すなわち、プルトニウム及び濃縮度 5 % を超える濃縮ウランは元素重量で 50 グラム、濃縮度 5 % 以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは元素重量で 25 キログラム。

3. 運用上の留意点

- ① 国規則第 4 条第 1 項の表加工事業者の項第 5 号に規定する不明物質（核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量との差をいう。）の原因が測定又は分析精度によるものなど、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合や、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 第 1 号等に規定する核燃料物質の盗取及び所在不明の場合は本項の対象とならない。
- ② なお、加工規則第 9 条の 16 第 1 号等に規定する核燃料物質の盗取又は所在不明が発生し、その量が 2. ②（ア）又は（イ）に掲げる下限値以上の場合は、同号等における報告をもって、原子力規制庁から IAEA に国際約束に基づく特別報告を行う。

Ⅲ 封印毀損等に関する報告について

封印毀損等に関する報告の目的、解釈及び運用上の留意点は、次のとおりである。

法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき

1. 目的

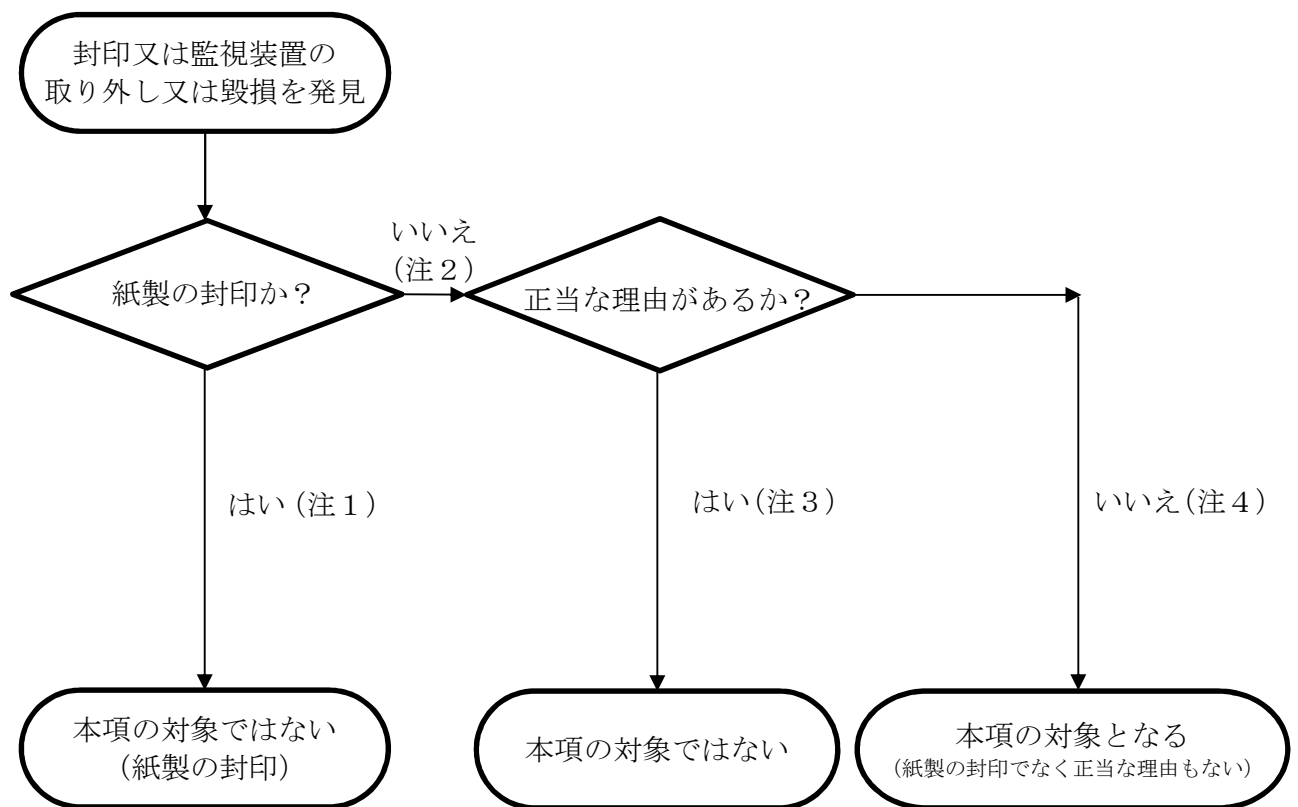
工場又は事業所内においてされた封印（紙製のものを除く。）及び取り付けられた装置は、国際規制物資を使用している者が管理する責任を有するため、国際規制物資を使用している者による適切な管理を担保する必要があること、及び封印毀損等の場合はIAEAと我が国の国際約束に基づき委員会からIAEAに特別報告を行う必要があることから、正当な理由なく取り外され又は毀損されていることを発見したときに国際規制物資を使用している者から委員会への報告を求めるものである。

2. 解釈

- ① 「正当な理由」：封印又は監視装置の取付けが保障措置検査又は立入検査という行政事務の効率化や合理化を図るものであることから、この行政事務の効率化や合理化によって得られる社会的利益と比較衡量して、取り外し又は毀損することにより、より大きな利益が得られると考えられる場合等を指すものであり、必ずしも当該事業所等における正常な操業を確保するためにやむを得ない場合等を排除しているものではない。該当する例としては、IAEA又は委員会が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は取り外し若しくは毀損の原因が自然現象などの不可抗力であり国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるべきものではない場合がある。原子力規制庁は、国際規制物資を使用している者が判断に迷う場合は幅広く相談を受け付ける。
- ② 「封印（紙製のものを除く。）」：紙製の封印については、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もある。このことから報告させる必要性が乏しいため、本項に基づく報告対象から除く。

3. 運用上の留意点

IAEA又は委員会が取り付けした封印又は監視装置が取り外されていること又は毀損されていることを発見したときに本項の対象となるか否かについての判断フローは次のとおりである。



注1：紙製の封印は、査察期間中に査察活動を効率的に行うために一時的かつ簡易的に用いられるものであり、毀損した場合であっても原則として査察期間中に追加的な確認が可能であるとともに、査察を実施する側の手順の改善等により再発防止が図られる場合もあるため、本項の対象とはならない。

注2：紙製の封印以外の金属封印や電子封印、監視カメラなどの場合。この場合は正当な理由がある取り外し又は毀損かの確認が必要となる。

注3：該当する例としては、IAEA又は委員会が必要と判断して取り外した場合、火事、地震等の際の従業員の安全確保、財産保護等の観点からやむを得ない場合、又は取り外し若しくは毀損の原因が自然現象などの不可抗力であり国際規制物資を使用している者の管理責任が問われるべきものではない場合がある。原子力規制庁は、国際規制物資を使用している者が判断に迷う場合は幅広く相談を受け付ける。

注4：例えば、封印又は監視カメラが取り付けられていることを失念して若しくは知らずに毀損した場合、故意に若しくは誤って取り外し若しくは毀損した場合、又は原因不明の場合などが含まれる。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領
の全部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領（原
規放発第 20021926 号）の全部を、別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領

この要領は、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき実施する保障措置に関する立入検査等について、同時立入検査等及び単独立入検査等に関し必要な手続を定め、並びに法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査について、同時保障措置検査及び単独保障措置検査に関し必要な手続を定めることにより、核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号）及び同協定の追加議定書（平成 11 年条約第 17 号）（以下「国際約束」と総称する。）の実施を適切なものとし、もって我が国の原子力活動が平和の目的に限られることの確保に資することを目的とする。

1. 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 事務所又は工場若しくは事業所
- (2) 同時立入検査等 国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から検査等の実施について通告があった工場等その他の場所に対して、我が国が IAEA の検査等と同時に実施する立入検査等
- (3) 単独立入検査等 法第 67 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく報告内容の確認等のために、第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき我が国が単独で実施する立入検査等
- (4) 同時保障措置検査 法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査のうち、IAEA から査察の実施について通告があった工場又は事業所に対して、我が国が IAEA の査察と同時に実施するもの。
- (5) 単独保障措置検査 法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査のうち、我が国が単独で実施するもの。

2. 検査等の根拠条項及び場所

(1) 立入検査等の根拠条項及び場所

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 2 欄に掲げる場所（同表第 3 欄に掲げる検査等の実施について IAEA から通告があった場所に限る。）

イ 単独立入検査等

別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 2 欄に掲げる場所（同表第 4 欄に掲げる検査等の実施に必要な場所に限る。）

(2) 保障措置検査の根拠条項及び場所

原子力規制委員会は、法第 61 条の 8 の 2 第 1 項及び第 2 項又は第 61 条の 23 の 18 第 1 項を根拠に保障措置検査を実施する。第 61 条の 23 の 2 の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた指定保障措置検査等実施機関の職員（以下「保障措置検査員等」という。）が保障措置検査等実施業務を行う場合は、同条を根拠に業務を実施する。

保障措置検査の場所は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

加工事業者等（国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 3 第 1 項に規定する加工事業者等をいう。以下同じ。）の工場等（査察に関する活動を行うことについて IAEA から通告があったものに限る。）

イ 単独保障措置検査

加工事業者等の工場等

3. 検査等の実施者及び実施内容

(1) 立入検査等の実施者及び実施内容

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

原子力規制委員会の職員は、別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 3 欄の内容を実施する。

イ 単獨立入検査等

原子力規制委員会の職員は、別表第 1 欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第 4 欄の内容を実施する。

(2) 保障措置検査の実施者及び実施内容

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

法第 61 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）及び保障措置検査員等は、規則第 4 条の 2 の 3 第 3 項、第 4 条の 2 の 4 第 3 項、第 4 条の 2 の 5 第 2 項、第 4 条の 2 の 6 第 2 項、第 4 条の 2 の 7 第 2 項、第 4 条の 2 の 8 第 2 項及び第 4 条の 2 の 9 第 2 項に掲げる事項のうち必要なものを実施する。

イ 単独保障措置検査

査察官及び保障措置検査員等は、4. の単独保障措置検査年間計画に従って行われる規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の实在庫検査等を実施する。

4. 単独保障措置検査年間計画の策定

保障措置室長は、前年の年末時点において、加工事業者等の工場等のうち、IAEA との間で IAEA の査察（原子力規制委員会が行う实在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されている工場等から規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号に規定する实在庫検査を受けるべき工場等を選定し、検査を実施する場所及び実施時期を定めた単独保障措置検査年間計画を策定する。た

だし、単独保障措置検査年間計画の策定後に IAEA から査察実施の通告があった工場等については、当該計画から除外するものとする。

5. 検査等の実施時期

(1) 立入検査等の実施時期

次に掲げる検査等の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

IAEA からの検査等の実施の通告による。

イ 単獨立入検査等

実施の必要性が生じた時期。

(2) 保障措置検査の実施時期

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

IAEA からの査察実施の通告による。

イ 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画に定める時期等とする。

6. 検査等の実施の通知

(1) 立入検査等の実施の通知

ア 同時立入検査等

検査等の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査等の実施日時、検査等を行う査察官の氏名等を通知する。

イ 単獨立入検査等

検査等の対象となる者に対し、あらかじめ検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う査察官の氏名を通知する。

(2) 保障措置検査の実施の通知

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員等の氏名を通知する。

イ 単独保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員等の氏名を通知する。

なお、IAEA からの査察実施の通告があった場合は、同時保障措置検査として実施する旨並びに検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員等の氏名について、当該検査の対象となる者に改めて通知する。

7. 検査等の実施

6. に基づき通知した実施事項について検査等を行うほか、状況に応じその他必要な事項についても検査等を行うものとする。

8. 違反事項の取扱い等

検査等において、国際約束を実施するために必要な国際規制物資の使用等に関す

る規制を行うために定める法令（この項において以下単に「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認するものとする。当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認める場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、原子力規制委員会は必要に応じて法に基づく命令その他必要な措置を講ずる。

保障措置室長は、当該事象が法令に違反しないことが確認された場合においても、必要に応じ、原子力規制委員会に報告する。原子力規制委員会は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して法第 61 条の 8 第 3 項の規定に基づき計量管理規定の変更を命じ、又は文書で改善を求める。

保障措置室長は、原子力規制委員会に報告しない事象についても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して文書で改善を求める。

原子力規制委員会又は保障措置室長は、計量管理規定の変更を命じ、又は文書で改善を求めた場合は、必要に応じ、対応状況について翌年以降の検査等で確認する。

9. 検査等の結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査等の結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

別表 立入検査等の根拠条項、場所及び実施内容

第1欄 (根拠条項)	第2欄 (立入検査等の場所)	第3欄 (同時立入検査等の内容)	第4欄 (単独立入検査等の内容)
法第68条 第1項	法第68条第1項に規定する原子力事業者等の工場等	帳簿、書類その他必要な物件の検査、関係者への質問又は試料の収去のうち、IAEAから通告があったもの	規則第7条第29項に基づき国際規制物資を使用している者から原子力規制委員会にあった報告の確認又は法第61条の8第1項に定める国際規制物資使用者等による国際規制物資の計量及び管理の状況に関する確認
法第68条 第4項	法第61条の8第1項に規定する国際規制物資使用者等の工場等その他の場所	帳簿、書類その他必要な物件の検査、関係者への質問又は試料の収去のうち、IAEAから通告があったもの	法第67条第5項に基づく報告内容の確認
法第68条 第10項	法第61条の7に規定する国際規制物資を使用している者の工場又は事業所	封印又は監視装置の取付けに関する活動	封印又は監視装置の取付けに関する活動
法第68条 第11項	法第61条の7に規定する国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所	封印又は監視装置の取付けに関する活動	封印又は監視装置の取付けに関する活動

保障措置に用いる査察用封印のき損事案を踏まえた対応方針について

令和2年11月4日

原子力規制庁

1. 背景・経緯

- 令和2年3月及び8月、日本原燃株式会社（以下、「原燃」という。）ウラン濃縮工場及び再処理工場において、国際約束に基づく保障措置活動¹の一環として国際原子力機関又は原子力規制委員会が国際規制物資の移動を監視するために取り付けた査察用封印がき損される事案が連続して発生した。
- 同年9月16日の第26回原子力規制委員会において、原子力規制庁から、当該事案に関する原燃からの報告及び原子力規制庁の対応を報告した。その際、あわせて以下の旨、説明した。
- A) 査察用封印のき損が発生したこと、並びにその原因及び再発防止に関する事業者から原子力規制委員会への報告については、現行の法令に規定されていない。ただし、事業者が定め、原子力規制委員会が認可している計量管理規定には、査察用封印のき損が発生した場合は原子力規制委員会へ連絡することが明記されている。
- B) これまで、査察用封印のき損があった場合には、その都度、規制当局としての対応を判断してきたが、その内容に必ずしも一貫性が無かった。
- これを受け、査察用封印のき損が発生した際に事業者から原子力規制庁に確実に報告がなされるようにするための方策と、報告を受けた際の原子力規制委員会の対応を検討するよう指示を受けた。

2. 対応方針

（1）原子力規制委員会への報告ルールの明確化

国際規制物資の使用等に関する規則（以下、「国規則」という。）を改正し、査察用封印及び監視装置のき損が発生した場合、事業者は、国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除き²、原子力規制委員会に、その発生を直ちに報告するとともに、その状況、その原因及び再発防止対策を遅滞なく報告することを義務付ける。なお、国規則の具体的な解釈に係る文書の作成については、国規則の改正案を踏まえ、検討する。

¹ 国際規制物資が核兵器などに転用されていないことを確認する活動。我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）に加盟し、同条約の下、国際原子力機関（IAEA）との間で締結した保障措置協定及び同協定の追加議定書に基づき、IAEA保障措置を適用する義務を負っている。

² 国際原子力機関による追加的な確認のための活動が必要でないものについては報告させる必要性が乏しいため、報告対象から除く。

(2) 事業者から報告を受けた場合の対応

事業者からき損の発生に関する報告があった場合には、国際約束に基づく I A E A への報告のほか、原子力規制庁は、速やかに原子力規制委員会に報告する。更に、事業者から報告のあった原因や再発防止対策について評価を行った上で、原子力規制委員会に事業者からの報告の内容及びその評価結果を報告する。再発防止対策の実施状況については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 68 条第 1 項に基づく立入検査により確認する。このため、所要の検査の実施要領を整備する。

3. 今後の予定

国規則改正案及び要領案について、年内を目途に原子力規制委員会に諮る。

保障措置に係る検査要領の概要(改正前後の比較表)

参考資料2

赤字: 原子力規制委員会において要領に追加することが既に了承されている検査内容

青字: 要領に追加(明確化)することはまだ原子力規制委員会から了承されていないが、今回の要領改正に合わせて明確化したい内容

検査の種類	検査の内容		備考	
	改正前	改正後		
立入検査 ・ 法第68条第1項、第4項、第10項、第11項	同時		1. IAEAの通告により行う設計情報検認、補完的なアクセス 2. 封印・監視装置の取り付け、メンテナンス	(1及び2) 今回新たに要領において明確化したい内容
	単独		1. 封印毀損のフォローアップ 2. 日・IAEA保障措置協定に基づく計量管理状況確認 3. 日・IAEA保障措置協定の追加議定書に基づく申告内容確認 4. 封印・監視装置の取り付け、メンテナンス	1.は本年11月4日の第36回原子力規制委員会で要領に追加することが了承 2.~4. 今回新たに要領において明確化したい内容
保障措置検査 ・ 法第61条の8の2第1項	同時	1. IAEAの通告がある査察 2. 封印・監視装置の取り付け、メンテナンス 3. 非破壊検査装置のメンテナンス	1. IAEAの通告がある査察 2. 封印・監視装置の取り付け、メンテナンス 3. 非破壊検査装置のメンテナンス	(変更なし)
	単独	1. 年間計画に基づく実在庫検査	1. 年間計画に基づく実在庫検査 2. 封印・監視装置の取り付け、メンテナンス 3. 非破壊検査装置のメンテナンス	(2及び3) 今回新たに要領において明確化したい内容

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領 新旧対照表

(注) 下線については、正式な改正のルールではなく変更部分がより明らかになるように引いている。

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく<u>保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領</u></p> <p>この要領は、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）<u>第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき実施する保障措置に関する立入検査等について、同時立入検査等及び単独立入検査等に関し必要な手続を定め、並びに法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査について、同時保障措置検査及び単独保障措置検査に関し必要な手続を定めることにより、核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号）及び同協定の追加議定書（平成 11 年条約第 17 号）（以下「国際約束」と総称する。）の実施を適切なものとし、もって我が国の原子力活動が平和の目的に限られることの確保に資することを目的とする。</u></p> <p>1. 定義</p> <p><u>この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>工場等</u> 事務所又は工場若しくは事業所</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領</p> <p>この要領は、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）<u>第 61 条の 8 の 2 の規定に基づき国際規制物資使用者等に対し実施する保障措置検査について、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から査察の実施について通告があった工場又は事業所に対して IAEA の査察と同時に実施する保障措置検査（以下「同時保障措置検査」という。）及びあらかじめ策定した計画に従い我が国が単独で実施する保障措置検査（以下「単独保障措置検査」という。）</u>に関し必要な手続を定めることにより、核兵器の不拡散に関する条約<u>第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和 52 年条約第 13 号）</u>において求められている「国内保障措置制度」の維持を適切なものとし、もって我が国の原子力活動が平和の目的に限られることの確保に資することを目的とする。</p> <p>(新設)</p>

(2)同時立入検査等 国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から検査等の実施について通告があった工場等その他の場所に対して、我が国がIAEAの検査等と同時に実施する立入検査等

(3)単独立入検査等 法第 67 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく報告内容の確認等のために、第 68 条第 1 項、第 4 項、第 10 項及び第 11 項の規定に基づき我が国が単独で実施する立入検査等

(4)同時保障措置検査 法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査のうち、IAEA から査察の実施について通告があった工場又は事業所に対して、我が国が IAEA の査察と同時に実施するもの。

(5)単独保障措置検査 法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき実施する保障措置検査のうち、我が国が単独で実施するもの。

(削る。)

1. 保障措置検査の対象

保障措置検査の対象は、毎年1月から12月までの1年間において、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

加工事業者等（国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の3第1項に規定する加工事業者等をいう。）の工場又は事業所（以下「工場等」という。）のうち、当該1年間のうちに査察を実施することについてIAEAから通告があったもの

(2) 単独保障措置検査

加工事業者等の工場等のうちIAEAとの間でIAEAの査察（原子力規制委員会が行う実在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されているものであって、3.の単独保障措置検査年間計画において当該1年間のうちに検査を受けるべきものとして選定したもの（単独保障措置検査年間計画の策定後IAEAから査察を実施することについて通告があったものを除く。）

2. 検査等の根拠条項及び場所

(1) 立入検査等の根拠条項及び場所

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

別表第1欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第2欄に掲げる場所（同表第3欄に掲げる検査等の実施についてIAEAから通告があった場所に限る。）

イ 単独立入検査等

別表第1欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第2欄に掲げる場所（同表第4欄に掲げる検査等の実施に必要な場所に限る。）

(2) 保障措置検査の根拠条項及び場所

原子力規制委員会は、法第61条の8の2第1項及び第2項又は第61条の23の18第1項を根拠に保障措置検査を実施する。第61条の23の2の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた指定保障措置検査等実施機関の職員（以下「保障措置検査員等」という。）が保障措置検査等実施業務を行う場合は、同条を根拠に業務を実施する。

保障措置検査の場所は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

加工事業者等（国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の3第1項に規定する加工事業者等をいう。以下同じ。）の工場等（査察に関する活動を行うことについてIAEAから通告があったものに限る。）

イ 単独保障措置検査

加工事業者等の工場等

3. 検査等の実施者及び実施内容

(1) 立入検査等の実施者及び実施内容

2. 保障措置検査の根拠及び内容

(新設)

(1) 保障措置検査の根拠

保障措置検査の実施の根拠となる条項は、次の表のとおりである。

法令名	条 項
法	第61条の8の2、 第61条の23の2、第61条の23の7、第61条の23の18
規則	第4条の2の3～9、 第4条の8、第4条の13、第4条の14及び第4条の22

(新設)

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

原子力規制委員会の職員は、別表第1欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第3欄の内容を実施する。

イ 単独立入検査等

原子力規制委員会の職員は、別表第1欄に掲げる根拠条項に応じ、同表第4欄の内容を実施する。

(2) 保障措置検査の実施者及び実施内容

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする

ア 同時保障措置検査

法第61条の8の2第2項の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）及び保障措置検査員等は、規則第4条の2の3第3項、第4条の2の4第3項、第4条の2の5第2項、第4条の2の6第2項、第4条の2の7第2項、第4条の2の8第2項及び第4条の2の9第2項に掲げる事項のうち必要なものを実施する。

イ 単独保障措置検査

査察官及び保障措置検査員等は、4.の単独保障措置検査年間計画に従って行われる規則第4条の2の3第1項第1号の实在庫検査等を実施する。

4. 単独保障措置検査年間計画の策定

保障措置室長は、前年の年末時点において、加工事業者等の工場等のうち、IAEAとの間でIAEAの査察（原子力規制委員会が行う实在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されている工場等から規則第4条の2の3第1項第1号に規定する实在庫検査を受けるべき工場等を選定し、検査を実施する場所及び実施時期を定めた単独保障措置検査年間計

(2) 保障措置検査の内容

法第61条の8の2第2項の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた職員（以下「査察官」という。）及び法第61条の23の2の規定に基づき原子力規制委員会の指定を受けた指定保障措置等検査実施機関の保障措置検査員（以下単に「保障措置検査員」という。）は、それぞれ検査の対象となる者の工場等に立ち入り、規則第4条の2の3第3項に掲げる事項のうち必要なものを実施する。

(新設)

3. 単独保障措置検査年間計画の策定

保障措置室長は、前年の年末時点において、加工事業者等の工場等のうち、IAEAとの間でIAEAの査察（原子力規制委員会が行う实在庫検査と同時に実施するものに限る。）が毎年必ず実施されるものではないと合意されている工場等から1年間に検査を受けるべき工場等を選定し、検査を実施する場所及び実施時期を定めた単独保障措置検査年間計画を策定する。ただし、単独保障措置

画を策定する。ただし、単独保障措置検査年間計画の策定後に IAEA から査察実施の通告があった工場等については、当該計画から除外するものとする。

5. 検査等の実施時期

(1) 立入検査等の実施時期

次に掲げる検査等の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時立入検査等

IAEA からの検査等の実施の通告による。

イ 単独立入検査等

実施の必要性が生じた時期。

(2) 保障措置検査の実施時期

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

IAEA からの査察実施の通告による。

イ 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画に定める時期等とする。

6. 検査等の実施の通知

(1) 立入検査等の実施の通知

ア 同時立入検査等

検査等の対象となる者に対し、あらかじめ IAEA からの通告を送付するとともに、検査等の実施日時、検査等を行う査察官の氏名等を通知する。

イ 単独立入検査等

検査等の対象となる者に対し、あらかじめ検査等の実施日時、実施事項及び検査等を行う査察官の氏名を通知する。

検査年間計画の策定後 IAEA から査察実施の通告があった工場等については、当該計画から除外するものとする。

4. 保障措置検査の実施時期

(新設)

保障措置検査の実施時期は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

IAEA からの査察実施の通告による。

(2) 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画による。

5. 保障措置検査の実施の通知

(新設)

(2) 保障措置検査の実施の通知

次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

ア 同時保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員等の氏名を通知する。

イ 単独保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員等の氏名を通知する。

なお、IAEAからの査察実施の通告があった場合は、同時保障措置検査として実施する旨並びに検査の実施日時、実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員等の氏名について、当該検査の対象となる者に改めて通知する。

7. 検査等の実施

6. に基づき通知した実施事項について検査等を行うほか、状況に応じその他必要な事項についても検査等を行うものとする。

8. 違反事項の取扱い等

検査等において、国際約束を実施するために必要な国際規制物資の使用等に関する規制を行うために定める法令（この項において以下単に「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認するものとする。当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認める場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、原子力規制委員会は必要に応じて法に基づく命令その他必要な措置を講ずる。

保障措置室長は、当該事象が法令に違反しないことが確認された場合においても、必要に応じ、原子力規制委員会に報告する。原子力規制委員会は、国

保障措置検査の実施の通知は、次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 同時保障措置検査

検査の対象となる者に対し、あらかじめ検査の実施日時及び実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員を通知する。

(2) 単独保障措置検査

検査の対象となる者に対し、検査の実施日の1か月前までに検査の実施日時及び実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員を通知する。

なお、IAEAからの査察実施の通告があった場合は、同時保障措置検査として実施する旨並びに検査の実施日時、実施事項及び検査を行う査察官及び保障措置検査員について、当該検査の対象となる者に改めて通知する。

6. 保障措置検査の実施

保障措置検査に際しては、5. に基づき通知した検査の実施事項について行うほか、状況に応じその他必要な事項を行うものとする。

7. 違反事項の取扱い等

保障措置検査において、国際規制物資の計量及び管理に関する法令（この項において以下単に「法令」という。）に違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、当該加工事業者等に対し、当該事象に係る事実関係を確認するものとする。当該確認の結果、当該事象が法令に違反すると認める場合には、保障措置室長はその旨を原子力規制委員会に報告し、原子力規制委員会は必要に応じて法に基づく命令その他必要な措置を講ずるものとする。

保障措置室長は、当該確認の結果、法令に違反しないと認める場合においても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認める

際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して法第 61 条の 8 第 3 項の規定に基づき計量管理規定の変更を命じ、又は文書で改善を求める。

保障措置室長は、原子力規制委員会に報告しない事象についても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者等に対して文書で改善を求める。

原子力規制委員会又は保障措置室長は、計量管理規定の変更を命じ、又は文書で改善を求めた場合は、必要に応じ、対応状況について翌年以降の検査等で確認する。

9. 検査等の結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査等の結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

ときは、原子力規制委員会に報告する。また、原子力規制委員会が必要と認めるときは、当該事業者に対して計量管理規定の変更を命じ、又は当該事項について文書で改善を求める。

また、必要に応じその改善の状況について翌年以降の検査で確認する。

8. 保障措置検査結果の報告及び公表

保障措置室長は、毎年検査結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表する。

(新設)

別表 立入検査等の根拠条項、場所及び実施内容

第 1 欄 (根拠条項)	第 2 欄 (立入検査等の場所)	第 3 欄 (同時立入検査等の内容)	第 4 欄 (単独立入検査等の内容)
法第 68 条 第 1 項	法第 68 条第 1 項に 規定する原子力事 業者等の工場等	帳簿、書類その他必 要な物件の検査、関 係者への質問又は試 料の収去のうち、 IAEA から通告があっ たもの	規則第 7 条第 29 項 に基づき国際規制 物資を使用してい る者から原子力規 制委員会にあった 報告の確認又は法 第 61 条の 8 第 1 項 に定める国際規制 物資使用者等によ る国際規制物資の 計量及び管理の状

			況に関する確認
法第 68 条 第 4 項	法第 61 条の 8 第 1 項に規定する国際規制物資使用者等の工場等その他の場所	帳簿、書類その他必要な物件の検査、関係者への質問又は試料の収去のうち、IAEA から通告があったもの	法第 67 条第 5 項に基づく報告内容の確認
法第 68 条 第 10 項	法第 61 条の 7 に規定する国際規制物資を使用している者の工場又は事業所	封印又は監視装置の取付けに関する活動	封印又は監視装置の取付けに関する活動
法第 68 条 第 11 項	法第 61 条の 7 に規定する国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所	封印又は監視装置の取付けに関する活動	封印又は監視装置の取付けに関する活動